

諮問番号 令和6年諮問第1号

答申番号 令和6年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、処分庁が令和4年8月10日付で行った処分に関する部分は棄却されるべきであり、令和4年6月10日付で行った処分に関する部分はこれを認容し、当該処分は取り消されるべきである。

第2 事案の概要

本件は、東大阪市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和4年6月10日付及び同年8月10日付で行った地方税法第367条及び東大阪市税条例第56条第1項の規定による固定資産税・都市計画税（土地・家屋）更正決定処分（令和4年度の固定資産税・都市計画税の免除を行ったもの。以下「本件処分」という。）について、審査請求人が、この処分は、同項の解釈を誤って行ったものであり、過年度に遡及して免除が行われるべきである等と主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め

- (1) 地方税法第367条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定する。また、都市計画税に関しては、地方税法第702条の8第1項が「都市計画税の賦課徴

収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。(以下略)」と規定し、同条第7項は「第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によって固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。」と規定する。

(2) 地方税法第367条を受けて、東大阪市税条例第56条第1項は、「市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産については、当該各号に定めるところにより、その所有者に対して課する固定資産税のうち、当該各号の規定に該当することとなった日以後に納期限が到来する納期に係る税額を減免する。」と規定し、同項第5号において「生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し、かつ、自ら使用する家屋及びその敷地 免除」としている。また、同条第2項は「前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請書を提出しなければならない。」と規定する。

(3) さらに、東大阪市税条例第56条第2項の規則の定めとして、東大阪市税条例施行規則第15条第1項は「条例第56条第1項及び前条第2項の規定により減免を受けようとする者は、減免申請書にその該当することとなった日後速やかに当該減免を受けようとする事由を証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書面を当該申請書に添付することができないことについてやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。」と規定する。

(4) また処分庁は、市税の減免に関して東大阪市税減免事務取扱要領を定めており、東大阪市税条例施行規則第15条第1項に関し、同要領第3条第1項において「規則第15条第1項中「その該当することとなった日後速やかに」に

については、次のとおりとする。」とし、同項第1号において「次の2号を除き、原則として減免事由に該当することとなった日後、最初に到来する納期限まで。」と、同項第3号において「既に減免事由に該当している場合は、原則として当該年度の納税通知書発送後最初に到来する納期限まで。」と規定する。

2 処分内容及び理由

処分庁は、令和4年6月10日に、審査請求人に対し令和4年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）更正決定通知書を送付して、審査請求人が所有する土地の令和4年度の固定資産税及び都市計画税を免除する処分を行った。また、同年8月10日に、審査請求人に対し令和4年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）更正決定通知書を送付して、審査請求人が所有する家屋の令和4年度の固定資産税及び都市計画税を免除する処分を行った。いずれの処分もその理由として「生活保護に係る減免」と記載されている。

3 審理員による審理手続及び当審査会の調査審議の経過

令和4年9月8日	審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定により令和4年6月10日及び同年8月10日に処分庁によって行われた令和4年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）更正決定処分に対する審査請求を行った。
同年9月29日	審理員が指名された。
同年10月28日	処分庁から弁明書が提出された。
同年11月15日	審査請求人から反論書が提出された。
同年12月13日から 令和5年12月22日まで	処分庁から再弁明書が、審査請求人から再反論書が、それぞれ4回、提出された。
令和5年10月16日	審理員において審査請求人の口頭意見陳述が実施

	された。
令和6年2月28日	審理員から審理員意見書が提出された。
同年4月19日	審査庁から当審査会に諮問があった。
同年6月4日	本件処分に係る1回目の会議（第25回審査会）を開催した。固定資産税課への意見聴取を実施した。
同年8月9日	本件処分に係る2回目の会議（第26回審査会）を開催した。生活保護主管部局への意見聴取を実施した。
同年8月27日	本件処分に係る3回目の会議（第27回審査会）を開催した。審査請求人の口頭意見陳述を実施した。
同年9月30日	本件処分に係る4回目の会議（第28回審査会）を開催した。
同年10月29日	本件処分に係る5回目の会議（第29回審査会）を開催した。
同年11月26日	本件処分に係る6回目の会議（第30回審査会）を開催した。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員の意見の結論

本件審査請求のうち、令和3年度以前の家屋に係る部分については却下し、その余の部分については棄却されるべきである。

2 審理段階における審理関係人の主張

(1) 審査請求人

東大阪市税条例第56条第1項第5号は、「生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し、かつ、自ら使用する家屋及びその敷地 免除」と定め、

同項は、「当該各号の規定に該当することとなった日以後に納期限が到来する納期に係る税額を減免する。」と規定していることから、令和４年度の固定資産税・都市計画税に限り免除を行った本件処分は、同項の規定に反した処分であり、違法・不当である。

また、そもそも審査請求人は、生活保護受給者の固定資産税・都市計画税の減免について、知らされたことはなく、処分庁の周知義務が果たされていない以上、その不利益を審査請求人が負うべきでない。

(２) 処分庁

東大阪市税条例施行規則第１５条第１項は、固定資産税・都市計画税の「減免を受けようとする者は、減免申請書にその該当することとなった日後速やかに当該減免を受けようとする事由を証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。」と規定しており、審査請求人は、生活保護受給後速やかに当該減免の申請をしていないのだから、令和４年度のみ固定資産税・都市計画税を免除した本件処分に違法又は不当な点はない。

また、納税通知書や生活保護のしおりにおいても、固定資産税等の減免について記載があるので、処分庁の周知義務も果たされている。

さらに、納付すべき時点の担税力に着目して減免を行うという税の減免制度の趣旨から、納付済の過年度分の固定資産税・都市計画税について、遡及して免除を行うことはできない。

３ 審理員による争点整理

審理員は、次の４点を本件審査請求における争点として整理している。

なお、審理員は、審査請求人がその父が所有していた期間の土地・家屋の固定資産税・都市計画税についても、減免されるべきであると主張しているという前提に立ち、そもそも父については減免要件に該当しないこと、また、父が自身の費用をもって納税していないという事実認定から、申請事由がなく、当該父に関

する部分は却下が相当であると判断している。

(1) 争点 1 (減免の申請期限について)

東大阪市税条例施行規則第 15 条第 1 項は、減免事由に該当することとなった日後速やかに減免申請書を提出しなければならないと定めていることから、本件処分的前提となる審査請求人による減免の申請が同項の規定を満たしているか。

(2) 争点 2 (減免適用期間について)

東大阪市税条例第 56 条第 1 項は、生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し、かつ、自ら使用する家屋及びその敷地という要件に該当することとなった日以後に納期限が到来する納期に係る税額を免除するとの定めに照らし、過去に遡及して免除できるか。

(3) 争点 3 (納付後の減免適用について)

処分庁は、納付済みの固定資産税・都市計画税について、遡及して免除することはできないと主張することから、その適否について。

(4) 争点 4 (減免制度の周知について)

審査請求人は、処分庁が生活保護受給に係る固定資産税・都市計画税の周知義務が果たされていないと主張することから、その適否について。

4 審理員意見の理由

(1) 争点 1 (減免の申請期限について)

東大阪市税条例施行規則第 15 条第 1 項の規定により、本件では、一定の申請期間を設ければよく、その間に審査請求人は減免申請を行うべきである。本件については、審査請求人は、その所有する土地について令和 4 年 5 月 6 日に減免申請書を提出しているが、既に令和 3 年度の固定資産税・都市計画税の第 4 期の納期限を経過していることから、申請期限を超えたものと判断する。

一方、その所有する家屋については、審査請求人の父名義であり、父が令和

4年3月31日に死亡したことから、同年7月25日に減免申請書を提出した。
相続の熟考期間を考慮すると、令和4年度の固定資産税・都市計画税の第1期以降の税額を減免したことに違法性はない。

(2) 争点2（減免適用期間について）

審査請求人は、平成27年から生活保護を受給しており、東大阪市税条例第56条第1項の規定から、減免の申請の期限後であったとしても、法定納期限5年前までは遡及して減免を適用できるものと判断する。

(3) 争点3（納付後の減免適用について）

審査請求人が生活保護の受給額から負担した令和3年度の固定資産税・都市計画税の月額額は、1,125円であり、その負担について、審査請求人の過去の生活状況を確認し、担税力の有無を現時点において判断することは困難である。また、当該負担により生活が維持できなくなったという事情も見当たらないことから、処分庁が、審査請求人が納税した時点において担税力があつたと判断したことに違法性はない。

(4) 争点4（減免制度の周知について）

審査請求人は、生活保護受給時に、「生活保護のしおり」を交付され、一読しており、毎年の納税通知書も内容を確認していたと認められる。このことから、審査請求人は、固定資産税・都市計画税の減免制度の説明は読んでいた可能性が高いが、手続方法については理解していなかったと思われる。しかしながら、生活保護の受給者のうち、一定数は固定資産税・都市計画税の減免申請をしていることから、処分庁はある程度の範囲で当該減免制度の案内はできており、その周知方法に落ち度があつたとまでいうことはできない。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

審査会における調査審議段階での、審査関係人の主張の要旨は次のとおりである。

1 審査請求人の主張の要旨

生活保護が最低限度の生活の保障であることを考えれば、生活保護受給中に納税したことについて、担税力があつたと判断することは不法である。

また、固定資産税の減免に関する周知については、生活保護手帳別冊問答集（問 8－99）においても、減免の措置が取られていない場合は関係官署と連絡をとって免除を受けるよう指導すべきである旨が記載されており、処分庁の対応は、違法又は不法である。

2 審査庁の主張の要旨

調査審議段階での追加の主張はなかった。

第6 争点整理

審査会として、本件に関する争点を次のように整理する。

1 審査請求人の父は固定資産税・都市計画税の減免の要件を満たしているか。

審査請求人は、その父が所有者であった期間についても、遡及して固定資産税・都市計画税の減免がなされるべきであると主張するようであるので、その点について判断する。

2 審査請求人は固定資産税・都市計画税の減免の要件を満たしているか。

固定資産税・都市計画税の減免は、第3の1記載の法令等の定め要件を満たす必要がある。本件について、審査請求人がこの要件を満たすか否かについて判断する。

3 納付済みの固定資産税・都市計画税に対する減免の適用について

処分庁は、既に納付済みの固定資産税・都市計画税について、担税力を有していたこと、また税制度の趣旨から遡及して減免対象とすべきでないと主張することからこの点を争点として取り上げる。

4 固定資産税・都市計画税の減免制度の教示について

審査請求人は、固定資産税・都市計画税の減免申請書を令和4年5月1日付で処分庁に提出するまで生活保護受給者の固定資産税・都市計画税の減免の制度を

知らされることがなかったという主張をしていることから、処分庁は教示の義務を果たしていたかという点についても争点とする。

第7 答申の理由

1 認定した事実

審査会は、審査関係人の主張、提出された資料及び審査会の調査により以下の事実を認定した。

- (1) 審査請求人及びその父は、平成18年11月27日に東大阪市●●〇丁目〇番〇の土地（以下「本件土地」という。）の所有権を取得し、その持ち分は審査請求人が3分の2、その父が3分の1である。また、東大阪市●●〇丁目〇番地〇（家屋番号〇番〇の〇）の家屋の家屋（以下「本件家屋」という。）は、父が所有していた（当該土地及び家屋の登記事項証明書）。
本件家屋は審査請求人が居住する家屋であり、本件土地はその敷地である（審査関係人の主張）。
- (2) 審査請求人は、平成27年1月23日に精神保健福祉手帳（2級）を取得した（審査会の調査）。
- (3) 審査請求人の父は、少なくとも生活保護開始時の平成26年1月6日からグループホームに入居しており、令和3年12月1日以降はその死亡に至るまで生活保護が停止されていた（令和6年11月22日付生活支援部長回答書）。
- (4) 審査請求人は、平成27年8月21日から同年9月30日までの間及び平成28年2月25日以降は、生活保護法による生活扶助を受けている（令和4年10月28日付弁明書資料2の被保護証明書及び令和5年6月6日付けで審査請求人が審理員宛てに提出した「物件等の提出について」に添付された生活保護受給証明書）。
- (5) 審査請求人は、生活保護申請時に審査請求人及びその父が土地を所有していることを東大阪市●福祉事務所に申告した（平成27年8月21日に審査

請求人が福祉事務所長に提出した生活保護開始時における資産報告書)。

- (6) 審査請求人は、生活保護開始に伴い、「生活保護のしおり」を交付され、同しおりには、各種の減免として、生活保護を受けている間は所定の手続をとることにより固定資産税の減免を受けることができること、担当する課（固定資産税課）又は担当員（担当ケースワーカー）に相談するよう記載がある（令和6年10月22日処分庁から提出された平成26年7月生活保護のしおり（12頁））。

また、審査請求人は、平成27年9月11日に、生活保護開始時確認シートを用いて生活保護のしおりを参照しながら生活保護受給に伴う説明を受けたが、当該確認シートの説明項目には、固定資産税の減免手続は含まれていない（平成27年9月11日に審査請求人が作成した「生活保護開始時確認シート」）。

- (7) 審査請求人は、令和4年5月1日付けの固定資産税・都市計画税減免申請書を処分庁宛てに提出し、処分庁は同月6日付けで受理した。当該申請書には、減免理由として「生活保護世帯のため」が選択され、事由発生日は「平成27年8月21日」と記載され、課税されている状況の欄は未記載であった（令和4年10月28日付弁明書添付資料2）。

- (8) 審査請求人の父は、令和4年3月31日に死亡し、これにより審査請求人は、令和4年7月8日付けで処分庁に対し、自らを相続人（現所有者）代表者とする旨を届け出た（令和4年10月28日付弁明書添付資料4）。

- (9) 審査請求人は、令和4年7月8日付けの固定資産税・都市計画税減免申請書を提出し、処分庁は同月25日付けで受理した。当該申請書には、減免理由として「生活保護世帯のため」が選択され、事由発生日は「平成26年1月6日」及び「H27/8/21～」と記載され、課税されている状況として「家屋 東大阪市●●〇丁目〇ー〇（〇ー〇ー〇） 木、瓦、2」と記載されていた（令和4年10月28日付弁明書添付資料5）。

- (10) 生活保護所管部局への意見聴取から、次の事実が認定できる。

① 不動産を所有している生活保護受給者は、全体の３パーセント程度であつて、福祉事務所のケースワーカーの担当する世帯数は平均１１０世帯程度であつたこと。

② 審査請求人に対する福祉事務所の担当ケースワーカーの家庭訪問の頻度は、６か月に１度であつたこと。

(11) 処分庁が審査請求人に対して送付した固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書の裏面には、お知らせとして、固定資産税・都市計画税の非課税及び減免として、生活保護法による生活扶助を受けている者の自ら使用する場合の家屋とその敷地が記載されており、申請書の提出が必要な旨の記載がある（令和４年１０月２８日付弁明書添付資料６）。また、処分庁は、生活保護法による生活扶助を受けている者の固定資産税が申請により減免されることがある旨市ウェブページに掲載している（審査会の調査）。

２ 争点に対する判断

(1) 審査請求人の父は固定資産税・都市計画税の減免の要件を満たしているか。

固定資産税・都市計画税の減免の要件については、第３の１記載のとおりである。東大阪市税条例第５６条第１項及び同項第５号は、生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し、かつ、自ら使用する家屋及びその敷地について、この要件に該当することとなった日以後に納期限が到来する納期に係る税額を免除すると規定している。

ここで、同号の「自ら使用する家屋及びその敷地」は、生活保護法の規定による生活扶助を受ける者がその居住の用に供する家屋及びその敷地をいうものとして処分庁は運用している（令和６年１１月１９日付け固定資産税課長回答書）。この点、生活保護の運用においても、当該世帯の居住の用に供される家屋及び当該家屋に付属した土地で、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められないものに限ってその保有が認められる（生活保護法による保護の実

施要領について（厚生省社会局長通知（昭和３８年社発第２４６号）第３）。当然、居住の用に供される家屋等でなければその保有が認められないことを前提とすれば、処分庁の運用は妥当性を欠くものとは言えない。

審査請求人の父は、少なくとも平成２６年１月６日からグループホームに入居しており、令和３年１２月１日以降は生活保護が停止されていたこと（１（３））から、同人に係る固定資産税・都市計画税は、その減免の要件を満たさないと判断する。

（２） 審査請求人は固定資産税・都市計画税の減免の要件を満たしているか。

固定資産税・都市計画税の減免の要件については、第３の１記載のとおりである。

審査請求人は、平成２７年８月２１日から同年９月３０日まで及び平成２８年２月２５日からは生活保護法による生活扶助を受けていたと認められる（１（４））。また、審査請求人は、その居住する家屋の敷地である本件土地について、平成１８年１１月２７日以降は３分の２の所有権を有し使用しており、本件土地及び本件家屋については、令和４年３月３１日に審査請求人の父が死亡して以降、相続人（現所有者）代表者として処分庁に届け出ており、事実上父所有分の全部を相続し、居住の用に供している（１（１）及び（８））。さらに、審査請求人は、本件土地については審査請求人の１回目の保護開始日である平成２７年８月２１日を事由発生日年月日として、令和４年５月１日付けで、生活保護世帯であることを理由として、処分庁に対し本件土地に係る固定資産税・都市計画税減免申請書を提出し、処分庁は同月６日付けでこれを受理した（１（７））。同様に、本件家屋については審査請求人の父の保護開始日である平成２６年１月６日を事由発生日年月日（当該記載の下段に「Ｈ２７／８／２１」とあるのは、審査請求人の保護開始日）として、令和４年７月８日付けで、生活保護世帯であることを理由として、処分庁に対し本件家屋に係る固定資産税・

都市計画税減免申請書を提出し、処分庁は同月 25 日付けでこれを受理した(1(9))。

以上のことから、令和 4 年 3 月 31 日に審査請求人の父が死亡してからは本件土地及び本件家屋の全部について、同日前は本件土地の 3 分の 2 について、東大阪市税条例第 56 条第 1 項の要件を満たしているものと判断される。

この点、処分庁は、減免制度はその時点における納税義務者の担税力を判断して行われるべきものであると主張するが、東大阪市税条例第 56 条第 1 項第 5 号は、その担税力を判断する基準として、生活保護法による生活扶助を受ける者を規定していると解され、同号に該当した上で、さらに担税力を判断するための別の基準が必要であると条文上も読むことはできないのであり、この点の処分庁の主張は採用することができない。

また、処分庁は、東大阪市税条例施行規則第 15 条第 1 項に規定する減免申請書の速やかな提出について、東大阪市税減免事務取扱要領第 3 条第 1 項においてその基準を定めており、当該減免申請書が速やかに提出されなかったことをもって、減免の要件を満たしていないと主張する。しかしながら、要領はその名称如何にかかわらず、行政規則にすぎず、住民を拘束する外部規範となるものではない。現に、処分庁は令和 4 年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書発送後最初に到来する納期限である第 1 期の納期限である令和 4 年 5 月 31 日を超えた同年 7 月 25 日に提出された減免申請書を有効とし、当該年度の固定資産税・都市計画税を減免しており、処分庁自身が当該要領を基準としておらず、当該要領の定めが上の判断に影響を与えるものではない。

(3) 納付済みの固定資産税・都市計画税に対する減免の適用について

固定資産税・都市計画税の減免に関する関係法令等の定めは、第 3 の 1 に記載のとおりであるが、これら法律、条例、規則等の関係法令等の規定において、申請書の提出以後の固定資産税・都市計画税のみを減免の対象とする等の東大

阪市税条例第56条第1項に定める減免の対象を制限するような規定は見当たらない。

この点、処分庁は、納付すべき時点の担税力に着目して減免を行うという税の減免制度の趣旨から、納付済みである過年度分の固定資産税・都市計画税について、遡及して免除を行うことはできないと主張するが、担税力の判断については（２）において判断したとおりである。また、実務上は、地震等の大規模災害などやむを得ない理由がある場合は、既に納付した固定資産税・都市計画税であっても、遡及的に減免を行うことが他の地方公共団体において行われていることが知られているところであり、これを制限する法令等の規定も見当たらない以上、納付済みの税であることのみをもって、地方税の減免の処分ができないと解することはできない。

（４） 固定資産税・都市計画税の減免制度の教示について

ア） 処分庁の教示義務について

生活保護受給者に係る固定資産税・都市計画税の減免制度のように、生活困窮を理由として、減免対象者が申請して初めて減免を受けられるようなものについては、減免対象者が漏れなく制度の存在や内容について知ることができるように広報活動をする必要があるとあり、減免資格がありながらこれを知らなかったために減免の機会を失する者が出るようなことのないよう配慮すべきは当然であって、広報・周知徹底は、条例を単に公布すれば足り、それ以上は単なる行政サービスに過ぎないというものではないことは明らかである。その意味において、広報、周知徹底は、処分庁の果たすべき責務であり、当然しなければならないことに属するものというべきである。もっとも、それは公的強制力が加えられる法的義務ということとはできず、その方法や範囲等は処分庁の裁量に属しており、その裁量権の行使を逸脱濫用している場合は違法、その行使が不適切な場合は不当の評価を免れない（大阪高等

裁判所平成5年10月5日判決・訟務月報40巻8号1927頁。同旨。))。

そして、その不当性の判断に際しては、憲法第25条を具現化した生活保護法のような社会保障制度に係るものにあつては、その当事者が置かれた状況は様々であることから、当事者の状況に応じた具体的事情を斟酌した上で、当事者に対して適切に教示したかどうかについて判断すべきものと考えられる。

そこで、このような観点から処分庁が広報・周知徹底の責務、当事者に対する教示の責務を適切に果たしたかについて検討する。

イ) 処分庁の行った広報・周知活動

処分庁に属する固定資産税課が行った広報・周知活動については、1(11)記載のとおりである。また、固定資産税課には、生活保護を実施する福祉事務所から、生活保護受給者の情報が随時提供されているものの、東大阪市内に土地家屋の不動産を有するかどうかの情報は含まれていないこと、固定資産税課は、生活保護受給者自身や福祉事務所の担当者から個別具体的に依頼があれば、あるいは過去に生活保護受給を原因として減免を受けている者には、減免申請書等の必要書類を減免対象者に送付しているが、それらがなければ個別の減免対象者に減免制度を教示していない(固定資産税課及び福祉事務所への意見聴取)。

一方、処分庁に属する福祉事務所が行った広報・周知活動については、一般的に、生活保護開始時に、生活保護開始時確認シートを用いて生活保護のしおりを参照しながら生活保護受給に伴う説明を行っている(福祉事務所への意見聴取)。

ウ) 審査請求人への教示

審査請求人への教示に関しては、以下の事実が認められる。

審査請求人は、毎年固定資産税・都市計画税の減免制度の記載がある納税通知書を受け取っていた(1(11))ものの、それらを熟読することはなか

った。

また、審査請求人は、平成27年1月23日に精神保健福祉手帳（2級）を取得しているところ（1（2））、同級は「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項）とされている。そして、審査請求人の生活保護の開始は同年8月21日であり、当該生活保護の開始時には、福祉事務所はこのことを知っていた。また、福祉事務所は審査請求人が本件土地を所有していることを認識した（1（5））上で、生活保護開始に当たり、必要な説明を行ったものであるが、審査請求人は、令和4年5月1日付及び同年7月8日付けにてその父及び自身に係る固定資産税・都市計画税減免申請書を提出する（1（7）及び（9））まで自身に課せられた固定資産税・都市計画税が減免され得ることを認識しておらず、かつ、福祉事務所において、それを審査請求人が認識できる程度に具体的かつ丁寧に教示されたという事情は窺われない。

この点、処分庁は、一般に生活保護の開始時には固定資産税の減免について教示される旨主張する（1（6））が、審査請求人はそのような教示がなされたことはない旨発言しているところ（令和6年8月27日第27回審査会での審査請求人陳述）、通常、そのことを知っていたならば当初から固定資産税・都市計画税の減免の申請を行っていたと考えられること、福祉事務所の担当者がおおむね6か月に1度行う審査請求人への家庭訪問（1（10）②）や保護開始時の記録においてそのような教示がなされた記録は見当たらないことに照らせば、審査請求人が理解できる程度に具体的かつ丁寧な減免申請に係る手続が教示されたと認めることはできない。

エ）判断

以上の事実を基に、審査会として次のように判断する。

上記ア）記載のとおり、処分庁における広報・周知徹底は、法的義務では

ないとしても、単なる行政サービスではなく、処分庁の果たすべき責務である。そして、広報・周知の具体的手段・方法については、当該処分庁の裁量に委ねられるものであるが、本件のように生活保護受給者に対する減免措置に係るものについては、その徹底が強く求められるのであって、現に、生活保護の運用においては、被保護世帯について固定資産税の減免の措置がとられていないような場合は関係官署と連絡をとって免除を受けるよう指導すべきであり、市町村の条例に減免の定めがない等免除の措置がとられない場合には、生活保護において住宅扶助を行う等の対応をすることとされている（生活保護手帳別冊問答集問８－９９）。このように、生活保護の運用においては、固定資産税・都市計画税の減免を受けられることが当然の前提となっているのであって、そのために必要十分な広報・周知が不可欠なのであり、それをもって、減免対象者の最低限の生活維持が図られ得るものと言うべきである。

そのようなことから、処分庁は、審査請求人が精神保健福祉手帳（２級）を有することを前提に、審査請求人に対し、固定資産税・都市計画税の減免について個別具体的に十分な教示をなすべき責務を有するものである。しかしながら、（処分庁に属する）固定資産税課においては、納税通知書やホームページ上に減免が受けられることを記載するのみであり、福祉事務所においても、生活保護のしおりに記載するのみであった。これらの周知方法は、障害等のない者であれば、相当の注意をもって読めば固定資産税・都市計画税の減免に必要な手続について理解できる程度のものと思料されるが、審査請求人のように精神的な障害を有する者においては、上記納税通知書や生活保護のしおり等を単に手渡し、そこに記載されたとおりに手続するよう伝えるだけでは、不十分であり、福祉事務所において、審査請求人が自ら取るべき手続について十分に理解できるように説明し、場合によっては、福祉事務所自ら固定資産税課と連絡を取り合うなどして、減免手続が適正かつ確実に履行されるよう指導すべきである。

さらに、福祉事務所においては、保護開始時において、減免手続について説明する機会や、6か月に一度の家庭訪問により審査請求人と話す機会があったにも関わらず、その際に手続について教示した形跡も見当たらない。この点、福祉事務所の一担当者が担当する被保護世帯数や土地家屋を有する世帯数（1（10）①）を考慮しても、審査請求人に対する個別具体的な対応が不可能であったとは評価できない。

また、両組織において、生活保護受給者の情報が共有されていたと認められるが、それが実効的に活用されていたとは言えない。

以上によれば、審査請求人に対する処分庁による教示の方法・程度は、不適切かつ不十分であって、その裁量権の行使を逸脱濫用し、違法性を帯びたものとは評価し得ないとしても、不当であったとのそしりは免れない。

第8 まとめ

審査会は、第7の2（1）で述べた理由から、審査請求人の父に対する固定資産税・都市計画税の減免に係る審査請求については、減免の要件を欠くから棄却すべきであると判断する。

一方、審査請求人に対する固定資産税・都市計画税の減免については、東大阪市税条例等の規定上、過去に遡及して減免決定をすることができないと解すべき理由はなく、審査請求人は、生活保護受給開始当初から、処分庁が定める固定資産税・都市計画税の減免対象となる要件を満たしていたものである。

その上で、本件処分は、審査請求人に対する固定資産税・都市計画税の減免制度の教示義務の履行が不適切かつ不十分であったがために、審査請求人において、その利益を享受すべき権利を奪われたものであるから、その意味で、過去に遡及して審査請求人の固定資産税・都市計画税の減免を行わなかったことは、不当と言わざるを得ない。

よって、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当で

なく、第1記載のとおり答申する。

第9 付言

なお、審査会の判断は上記のとおりであるが、職権で次のとおり付言する。

1 裁決書に対する意見

審査庁が示す裁決書案については、国マニュアルにあるとおり方向性と理由を示すにとどめるなど、簡素なものとするよう求める。

2 審理員審査に費やした時間と経費に対する意見

本件の審理員における審理では、審査請求人と処分庁の間で、同趣旨の主張が何度も繰り返されており、結果として、審理員による審理期間が1年以上に及んでいる。今後、そのような経済合理性に反する審理とならぬよう求める。

なお、本市においては、市の幹部職員が審理員を務めて審理を行い、審理員意見書を作成している。法的問題の処理を本来の業務としない職員が審査請求の審理員を務めることが、審理遅延を招く一因となっていると思われる。とすれば、本市におかれては、今後は例えば審理員を外部の弁護士等、法的問題の処理に精通した者を活用すること等を含め、迅速な審理手続を確保できる体制の整備を検討されたい。

3 処分庁における情報共有について

処分庁である固定資産税課及び福祉事務所においては、本件のように、固定資産税・都市計画税等の減免制度を知らないことにより不利益を被るような事案が今後生じないよう、その実効性を担保すべく、減免対象となる住民各人について積極的な情報共有・情報交換が期待される。

4 処分庁における減免制度の丁寧な教示について

各種の減免制度に係る教示については、本件のように、特段の事情を抱えた対象者に対しては、より丁寧な説明等が必要であり、個々の事情に配慮した対応を求める。

令和6年12月27日
東大阪市行政不服審査会

会長 上 崎 哉

委員 八 木 正 雄

委員 橋 元 紀 子

以 上